

改 正 案	現 行
建築基準法第二条第九号の二に規定する防火設備の構造に関する構造方法を定める件 平成十二年〇月〇日 建設省告示第〇号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二の規定に基づき、同号に規定する防火設備の構造に関する構造方法を、次のとおり定める。 第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後二十分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備の構造方法は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）令第百十二条第一項に規定する防火設備であるもの 二 令第百十四条第五項に規定する防火設備であるもの 三 次のイからチまでのいずれかに該当するもので、防火設備が枠又は他の防火設備と接する部分が相じゃくりとし、又は定規縁若しくは戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造で、かつ、防火設備の取付金物が、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付けられたものとする。ただし、次のイ又はニに該当するものにあつては、周囲の部分（防火戸から内側に十五センチメートル以内の間に設けられた建具がある場合においては、その建具を含む。）が不燃材料で造られた開口部に取り付けられたものに限る。	

- イ 鉄製で鉄板の厚さが〇・八ミリメートル以上一・五ミリメートル未満のもの
- ロ 鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で厚さが三・五センチメートル未満のもの
- ハ 土蔵造の戸で厚さが十五センチメートル未満のもの
- ニ 鉄及び網入ガラスで造られたもの
- ホ 骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが一・二センチメートル以上の本毛セメント板又は厚さが〇・九センチメートル以上の石膏ボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの
- ヘ 隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線のあらゆる部分で、開口部から一階にあつては三メートル以下、二階以上にあつては五メートル以下の距離にあるものと当該開口部とを遮る防火構造の外壁、そで壁、塀その他これらに類するもの
- ト 開口面積が百平方センチメートル以内の換気孔に設ける鉄板、モルタル板その他これらに類する材料で造られた防火おおい又は地面からの高さが一メートル以下の換気孔に設ける網目二ミリメートル以下の金網
- チ 開口面積が〇・五平方メートル以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材及び網入ガラスで造られたもの

附 則

この告示は、平成十二年〇月〇日から施行する。